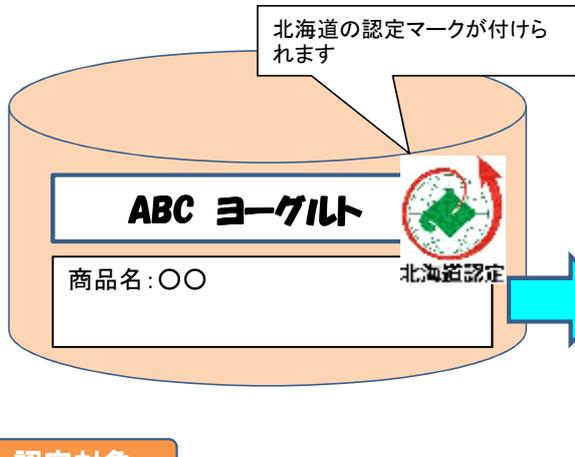


北海道食品機能性表示制度について

制度の概要

健康食品等に含まれている機能性成分に関して「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた事実を道が認定する制度です。
北海道の認定を受けた商品に以下のような表示が可能となります。



北海道の認定マークが付けられます

ABC ヨーグルト

商品名：〇〇

北海道認定

＜個別商品＞

商品名：ABCヨーグルト

名称：＜成分名＞含有商品	原材料名：-----、-----、-----
賞味期限：枠外に記載	内容量：〇〇g
製造者：北海道〇〇食品株式会社	
栄養成分表示：〇〇、〇〇	
エネルギー：〇〇Kcal、タンパク質：〇〇g、	
1日当たりの摂取目安量：1日当たり〇〇を目安にお召し上がりください。	

この商品に含まれる＜成分名＞については、『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）

認定対象

- 対象商品：加工食品
- 対象要件：道内で製造された機能性素材を使用して商品を道内で製造し、製造事業者が自ら販売するもの
- 研究対象：①単一成分、②組成物（植物の抽出物など複数の成分から組成される複合体）

認定の基準

※研究論文は、必ずしも申請企業自身が執筆する必要はありません。大学等の研究論文を活用することも可能です。（ただし、執筆者等の許可が必要です。）

- 研究についての科学的な研究の水準
研究結果について、同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文誌（国内外を問わない）に掲載された論文であること
 - 論文の内容
 - ・病者を対象とした論文でないこと
 - ・特定の疾患、疾病の治癒又は予防を意図した論文でないこと
 - ・ヒト介入試験が日本国内で行われていること
 - ・ヒト介入試験で用いる成分が、対象商品に含まれている成分と同じ由来であり、同等程度含有されていること
- など

北海道食品機能性表示制度の活用により、このようなメリットがあります

- ・認定商品のパッケージにおける表示により、消費者の皆様方の高まる健康ニーズに対し、適格な情報を提供できます。
- ・認定商品のブランド化や他の商品に対する差別化を図り、道内の食産業の振興を図ることができます。

募集時期

平成25年度の企業からの申請（申請先：北海道経済部）募集時期は、**6月と11月**の年2回です。
※平成26年度以降は、5月と11月の年2回です。

問合せ先

北海道 経済部 食関連産業室 研究集積グループ

電話 011-204-5226 FAX 011-232-8860

※当該制度については、北海道（経済部食関連産業室）のホームページにも掲載されています。